

水道メーターの取り替え

水道メーターの有効期限(8年)が過ぎる前に、市が取り替えを行います(費用負担はありません)。原則、立ち会いには必要ありません。作業中は一時的に水道が使用できなくなりますので、ご協力をお願いします。

取り替え対象

平成23年度に市が設置した水道メーター

※対象者には事前に文書で通知。

対象地区・期間

守山、吉身、小津学区

9月1日(土)～15日(土)

玉津、河西、速野、中洲学区

10月1日(月)～15日(月)

取り替え業者

守山市管工事事業協同組合

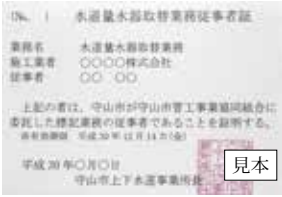
※取替従事者は、組合の腕章および市発行の「水道量水器取替業務従事者証」を携帯しています。

問 上下水道事業所

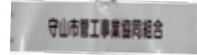
経営総務課

☎(582)1136

☎(582)5780



見本



住宅・土地統計調査を実施します

総務省統計局、県、市では、住宅・土地統計調査を実施します。

この調査は、住生活に関する最も基本的で重要な調査で、全国約370万世帯を対象とした大規模な調査です。調査対象となる世帯には、統計調査員が調査書類を配布します。

調査内容

- ① 住宅数
- ② 居住状況
- ③ 高齢化社会を支える居住環境
- ④ 耐震性・防火性等の住宅性能水準の達成度
- ⑤ 土地の利用状況
- ⑥ 空き家の実態

調査期間 8月中旬～10月下旬

他・調査への回答はインターネットまたは調査票で行ってください。

・調査票の記入内容は、統計法により厳重に保護され、目的外で使用されることはありません。

問 公文書館

☎(514)1050

☎(514)1051

調査にご協力
よろしく
お願いします



「子どもの人権110番」強化週間

大津地方法務局と滋賀県人権擁護委員連合会が子どもの人権に関わる相談専用電話を増設します。

設置電話 フリーダイヤル 0120(00)7110

時 8月29日(水)～9月4日(火) 午前8時30分～午後7時

(土・日曜日は午前10時～午後5時)

相談内容 いじめ、体罰、不登校、虐待など

他 右記期間以外でも人権擁護委員・法務局職員が電話相談に応じます(平日午前8時30分～午後5時15分)。

問 大津地方法務局人権擁護課

☎(522)4673 ☎(522)5317

市でも人権相談を実施しています

家庭、地域、職場などでの人権や差別に関することでお悩みの人は気軽にご相談ください。

毎月第1・3木曜日
(祝日・年末年始除く)にすこやかセンター3階で実施中!

問 人権政策課

☎(582)1116

☎(582)9441

